

(別紙 1)

校内指導体制及び関係機関

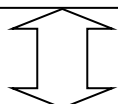
《いじめ問題対策委員会》

〈構成員〉

校長、教頭、生活(生徒)指導担当教諭、不登校生徒担当教諭、生徒支援担当教諭、学年主任、学年生活(生徒)指導担当教諭、養護教諭、校内サポートルーム担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

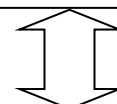
〈役割〉

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進及び年間指導計画の策定
- ・ いじめ防止等に関する校内研修の企画・運営
- ・ いじめの実態把握や早期発見のための情報収集及び共有
- ・ いじめが生じた場合の組織的な対応及び支援・指導方針の協議
- ・ いじめ事案における事実関係を明らかにするための調査の母体
- ・ 保護者及び地域への適切な情報提供
- ・ いじめ防止等の取組の検証及び改善



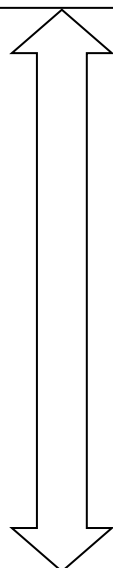
【校内組織】

- ・ 人権(同和)教育推進委員会
- ・ 道徳教育推進委員会
- ・ 生活(生徒)指導委員会
- ・ 不登校対策委員会
- ・ 教育支援委員会
- ・ 研究推進委員会
- ・ 各学年部会



【関係機関との連携】

- ・ 警察
- ・ 青少年センター
- ・ 学校教育課
- ・ 子ども福祉課
- ・ 学校支援チーム 等



【保護者・地域との連携】

- ・ P T A 本部役員会
- ・ 学校評議員会
- ・ 学校保健委員会
- ・ 中学校区青少年健全育成会議 等